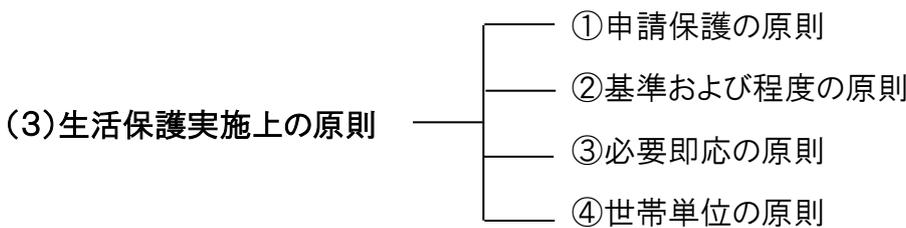
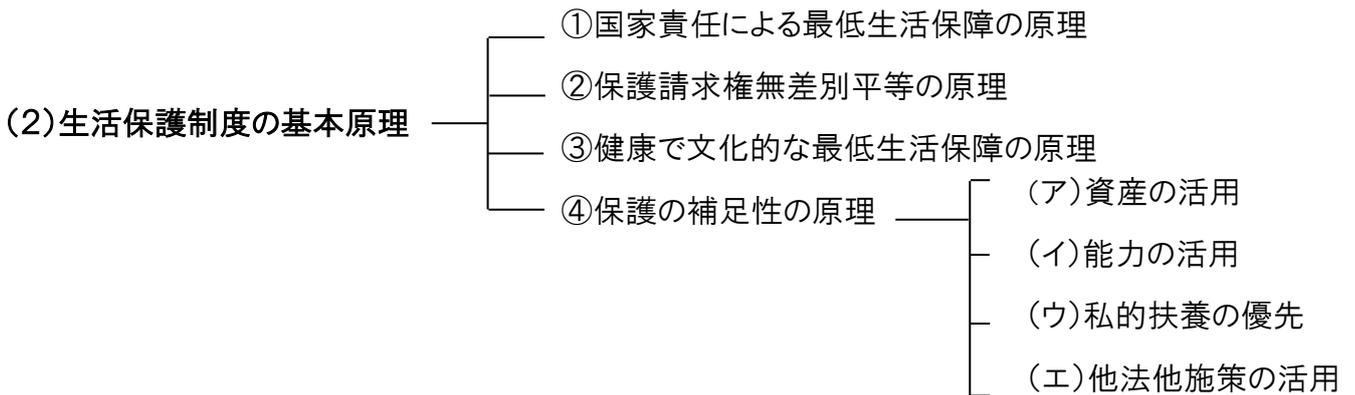


5 生活保護・生活困窮者自立支援

1 生活保護制度

(1)生活保護制度の目的

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念により、昭和25年に制定された生活保護法に基づいて、生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



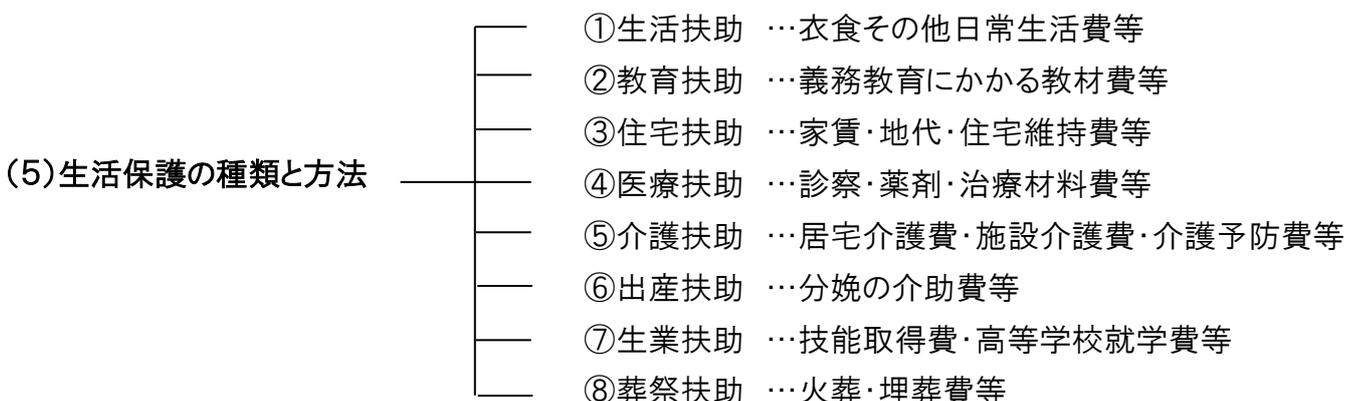
(4)保護の要否

保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

保護が受けられない場合

最低生活費
収入



(6)実施状況

管内(永平寺町分)における生活保護受給者は、10年前の平成19年度には22世帯25人でしたが、平成29年度は33世帯37人に増加しています。(いずれも当該年度の平均、表1)

世帯の構成人員、年齢区分別被保護人数(表2)については昨年度とほぼ変化はありませんが、世帯類型では高齢者世帯が微増しています(表3)。

管内の被保護世帯は、高齢者、傷病者・障害者が全体の8割以上を占めており(表3)、町、民生委員、医療機関、介護サービス事業所等と密接な連携をとりながら、適切な援助方針を立てて支援を行っています。また、稼働年齢層の被保護者については就労意欲の喚起を図り、福井公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を図る等、経済的自立への支援を行っています。

表1 被保護世帯の構成人員の状況(永平寺町内) (平成30年4月1日現在)

区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
28年度(世帯数)	30	4	0	0	0	0	34
29年度(世帯数)	29	4	0	0	0	0	33
29年度構成比(%)	87.9	12.1	0.0	0.0	0.0	0.0	100

表2 年齢区分別被保護人員(永平寺町内) (平成30年4月1日現在)

区 分	幼少年年齢層			稼働年齢層				老齢年齢層			計
	0 ～ 5 歳	6 ～ 14 歳	小 計	15 ～ 19 歳	20 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	小 計	65 ～ 69 歳	70 歳 以上	小 計	
28年度(人)	0	0	0	0	11	6	17	5	16	21	38
29年度(人)	0	0	0	0	12	5	17	5	15	20	37

表3 被保護世帯の世帯類型の状況(永平寺町内) (平成30年4月1日現在)

区 分	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	計
28年度(世帯数)	15	0	13	6	34
29年度(世帯数)	16	0	12	5	33
29年度構成比(%)	48.5	0.0	36.4	15.1	100

2 生活困窮者自立支援制度

(1)生活困窮者自立支援制度の目的

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、自立相談支援事業、住宅確保給付金事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を行っています。この制度は、生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するための支援を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることを目的としています。管轄区域は生活保護と同じく永平寺町1町となっています。

平成29年度の新規相談受付件数は 3件、就労者数は 1人、生活保護受給に至った方は1人でした(表4)。また、平成29年度の学習教室参加者数は、小学生 5人、中学生 4人、延べ158人でした(表5)。

(2)生活困窮者自立支援制度の内容

- ①自立相談支援 …相談者の状況や抱えている問題をアセスメントし、自立に向けたプランを個別に作成し支援をします。
- ②住居確保給付金 …離職等により住居を失った、もしくは失うおそれのある場合、就職にむけた活動を条件に家賃相当額を一定期間給付します。
(収入・資産の要件あり、支給期間:原則3か月)
- ③就労準備支援 …直ちに就労することが困難な方に、一般就労に向けた支援および就労機会の提供を行います。
- ④家計相談支援 …相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画作成や関係機関へのつなぎ、貸付のあっせん等により早期の生活再建を支援
- ⑤子どもの学習支援 …生活困窮家庭等の小学生・中学生を対象とする学習教室の実施

表4 自立相談支援状況

年 度	新規相談 受付件数	就労者数	増収者数	生活保受 給開始者
平成28年度	5件	0件	0件	2件
平成29年度	3件	1件	1件	1件

表5 学習教室参加者数

年 度	小学生		中学生	
	実人員	延人員	実人員	延人員
平成28年度	3人	61人	5人	53人
平成29年度	5人	117人	4人	41人

6 児童福祉

県では、「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のための様々な施策を実施しています。当センターにおいても、市町や児童相談所等と連携し、児童福祉の推進に努めています。

1 家庭相談員による相談支援

家庭相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な相談・援助にあたっています。

表1 家庭相談員の相談受付状況

事項 件数等	養護相談		保健 相談	障害相談						非行相談		育成相談				その 他の 相談	合 計	
	児童 虐待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 障 害 等	重 症 心 身	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し っ け			
28 年 度	延件数	0	193	9	0	0	5	0	5	29	0	0	53	17	37	52	8	408
	実人数	0	15	2	0	0	2	0	2	3	0	0	13	2	7	14	4	64
	延件数 構成比 (%)	0.0	47.3	2.2	0.0	0.0	1.2	0.0	1.2	7.1	0.0	0.0	13.0	4.2	9.1	12.7	2.0	100.0
29 年 度	延件数	0	85	0	5	0	5	0	0	15	0	0	80	115	26	41	12	384
	実人数	0	6	0	1	0	2	0	0	1	0	0	10	5	4	6	1	36
	延件数 構成比 (%)	0.0	22.1	0.0	1.3	0.0	1.3	0.0	0.0	3.9	0.0	0.0	20.8	29.9	6.8	10.7	3.2	100.0

2 児童虐待防止専門研修会の開催

主任児童委員、保育士、幼稚園・小中学校教員等を対象とした児童虐待防止専門研修会を年1回開催しています。

表2 児童虐待防止専門研修会実施状況 (平成29年度)

開催日・会場	内容	講師	参加者
平成30年3月16日 福井県社会福祉 センター	講演「地域における児童虐待防止 ～事例をとおして考える～	福井市男女共同参画・ 子ども家庭センター 子育て支援室・相談室 室長 安井 弘二 氏	34人

7 障害者(児)福祉

県では、「第6次福井県障害者福祉計画」を策定し、障害者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。

当センターにおいても、身体障害者手帳の交付、傷害児福祉手当・特別障害者手当の給付等を行い、身体障害者の福祉の向上に努めています。

1 身体障害者手帳の交付

補装具、各施設入所などの各種援助を受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引などのサービスを受ける場合の身体障害者の証票として交付しています。

表1 健康福祉センター別身体障害者手帳交付者数

(平成30年3月31日現在)

健康福祉センター名	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				鯖江	武生			
29年度	13,211	5,781	3,467	4,552	4,380	4,600	2,906	38,897

表2 管内障害等級別身体障害者手帳認定件数(福井市・永平寺町内)(平成30年3月31日現在)

	重度障害者		3級	4級	5級	6級	計
	1級	2級					
視覚	305	246	62	49	122	62	846
聴覚・平衡	57	233	151	272	10	471	1,194
音声・言語・そしゃく	19	11	67	51			148
肢体	1,663	1,739	2,759	3,741	851	499	11,252
内部	2,181	110	856	1,230			4,377
計	4,225	2,339	3,895	5,343	983	1,032	17,817

※認定件数は複数の障害を持つ方がいるので交付者数を上回る

2 特別障害者手当等の支給

身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の最重度障害(児)者について、その負担を軽減する手段として手当を支給しています。

表3 特別障害者手当等の受給者数

(平成30年3月31日現在)

手当の名称	手当の額	永平寺町	額の改定 平成30年4月～
特別障害者手当	26,810円/月	(17) 15	26,940円/月
障害児福祉手当	14,580円/月	(9) 8	14,650円/月

※ ()内は平成29年3月31日現在の数値

3 福祉のまちづくり

(1)福祉のまちづくり条例

障害者や高齢者を含む全ての方が、自らの意思で自由に社会生活活動に参加できるよう、県では「福祉のまちづくり条例」を定め、官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設など、多数の方が利用する施設で、障害者用駐車場や点字ブロックなどの設置、段差の解消などのバリアフリーを推進しています。

表4 「福祉のまちづくり条例」適合証交付施設数 (平成30年3月31日現在)

機関名 (所管区域)	医療 施設	社会 福祉 施設	商業 施設	教育 施設	集会 施設	公益 事業 施設	共同 住宅 その他	合計
当センター (永平寺町)	(1) 1	(5) 5	(0) 1	(1) 1	(2) 2	(1) 1	(0) 0	(10) 11

※ ()内は平成29年3月31日現在の数値

(2) ハートフル専用パーキング利用証制度

県では平成19年10月から、公共施設やショッピングセンターなどで、障害者などが、駐車場を快適に利用できるよう、ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)制度を実施しています。ハートフル専用パーキングは、利用証をお持ちの方がご利用いただける駐車場で、障害者、高齢者、けがをされている方、妊娠中や産後の方など歩行が困難な方に、県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障害者等専用駐車場)利用証」を交付しています。

表5 利用証交付数・協定施設数 (平成30年3月31日現在)

	福井市・永平寺町内
利用証交付数	(3,783) 4,308
協定施設数	(265) 266

※ ()内は平成29年3月31日現在の数値

8 女性福祉

婦人保護事業は、当初、「売春防止法」に基づき実施されてきましたが、近年、個人の尊厳を脅かす配偶者等からの暴力(いわゆるドメスティック・バイオレンス、DV)や男女問題、離婚問題など女性をとりまく問題は、社会状況の変化とともに大きく変わってきています。

当センターでは、DV被害者等に対して、女性相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な相談・援助にあたっています。

また、関係機関の職員を対象に、DVに関する制度の理解促進、相談対応の技術向上等を図るために、DV事例検討会を年1回開催しています。

表 女性相談受付状況

事項 (その1) 件数等	人間関係																	
	夫等		子供			親族			交際相手				家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	小計
	夫の暴力	離婚問題	夫の酒乱問題	子供の暴力	養育不能	子供の問題	親の暴力	他の親族の暴力	他の親族の問題	暴力相手	交際相手の暴力	同性間の交際						
28年度 件数	73	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	82
29年度 件数	57	64	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126

事項 (その2) 件数等	経済関係				医療関係				その他			合計
	生活困窮	求職	借金その他	小計	精神的問題	妊娠・出産	病気のその他	小計	帰住住宅先問題	その他	小計	
28年度 件数	2	3	0	5	0	3	0	3	6	0	6	96
29年度 件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126

9 母子・父子・寡婦福祉

県では、「第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭の支援のための様々な施策を実施しています。

このうち、当センターにおいて、母子・父子自立支援員が母子・父子・寡婦のあらゆる相談に応じ、精神的、経済的自立に必要な助言指導を行っています。

事 項 件数等			生 活 一 般						児 童				生 活 支 援					計
			住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	養 育 費	そ の 他	養 育	教 育	非 行	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 援 護	そ の 他	
28 年度	28 年度	相談 件数	2	0	9	7	0	21	2	2	0	0	4	1	0	0	3	51
		相談 回数	9	0	37	58	0	73	14	13	0	0	13	22	0	0	13	252
29 年度	29 年度	相談 件数	0	1	6	5	2	17	0	4	0	0	6	1	0	0	3	45
		相談 回数	0	24	58	31	9	68	0	23	0	0	24	33	0	0	5	275

表2 支援制度一覧（主なもの）

（平成30年4月1日現在）

項 目	内 容
児 童 扶 養 手 当	父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護する母、または監護し、かつ、生計を同じくする父、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。
ひ と り 親 家 庭 医 療 費 助 成 事 業	母子(父子)家庭の母(父)および児童、または一人暮らしの寡婦の医療費が無料になります。
母子父子寡婦福祉資金 貸付金	ひとり親家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉を推進するために、各種資金の貸付を行っています。
ひとり親家庭児童の学習 支援	ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童・生徒をサポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐため、学習ボランティアによる学習の支援を行います。